

第2次亀山市スポーツ推進計画

平成29年3月

三重県亀山市

目 次

第1章 第2次スポーツ推進計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 前計画の成果指標の検証結果と評価	3
1. 前計画の成果指標の検証結果	3
(1) スポーツに取り組む機会の充実	3
(2) 地域のスポーツ活動の推進	4
(3) スポーツ環境の整備	5
(4) 自主的・自発的なスポーツ活動の促進	6
2. 前計画の評価	6
第3章 基本理念	7
1. 目指す姿	7
2. 基本施策	7
(1) スポーツ活動の充実	8
(2) スポーツを支える力の促進	9
(3) スポーツ文化の浸透	10
(4) スポーツの拠点整備	11
3. 施策の体系	13
第4章 施策の内容	15
1. 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実	15
2. 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実	17
3. スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	19
4. スポーツ情報提供の充実	21
5. 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	23
6. スポーツ施設の整備と利用促進	25
第5章 推進体制	27
1. 計画の推進体制	27
2. 計画の評価と進行管理	27

巻末資料

1. 亀山市スポーツ推進審議会条例
2. 亀山市スポーツ推進審議会委員名簿
3. 亀山市スポーツ推進計画の策定経過
4. 亀山市のスポーツに関する意識調査の結果概要
5. 国及び県の関連計画の概要
6. 亀山市のスポーツに関する現状

第1章 第2次スポーツ推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

亀山市では、平成18年度策定のスポーツ振興計画（平成23年度改定（スポーツ推進計画（改定版））以下、「前計画」という。）において、本市にふさわしいスポーツ文化を創造するため、様々な具体的方策に取り組んできました。また、平成22年7月には、世界保健機構（WHO）の健康都市連合へ加盟し、まち全体で健康寿命を延ばす取り組みを展開しながら、健康と密接な関係にあるスポーツの推進を図ってきました。市内においては2つの総合型地域スポーツクラブが設立され、スポーツ人口の裾野の広がりが見られるとともに、市内の全小学校で放課後子ども教室が実施され、次世代を担う子どもたちがスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めてきました。運動施設においては、インターネットを活用した予約システムを導入するなど、利用者の利便性向上を図るとともに、指定管理者制度による民間活力を活用した管理・運営を行い、指定管理者が様々な自主事業を実施することで、誰もがスポーツに取り組むことのできる機会が提供されています。

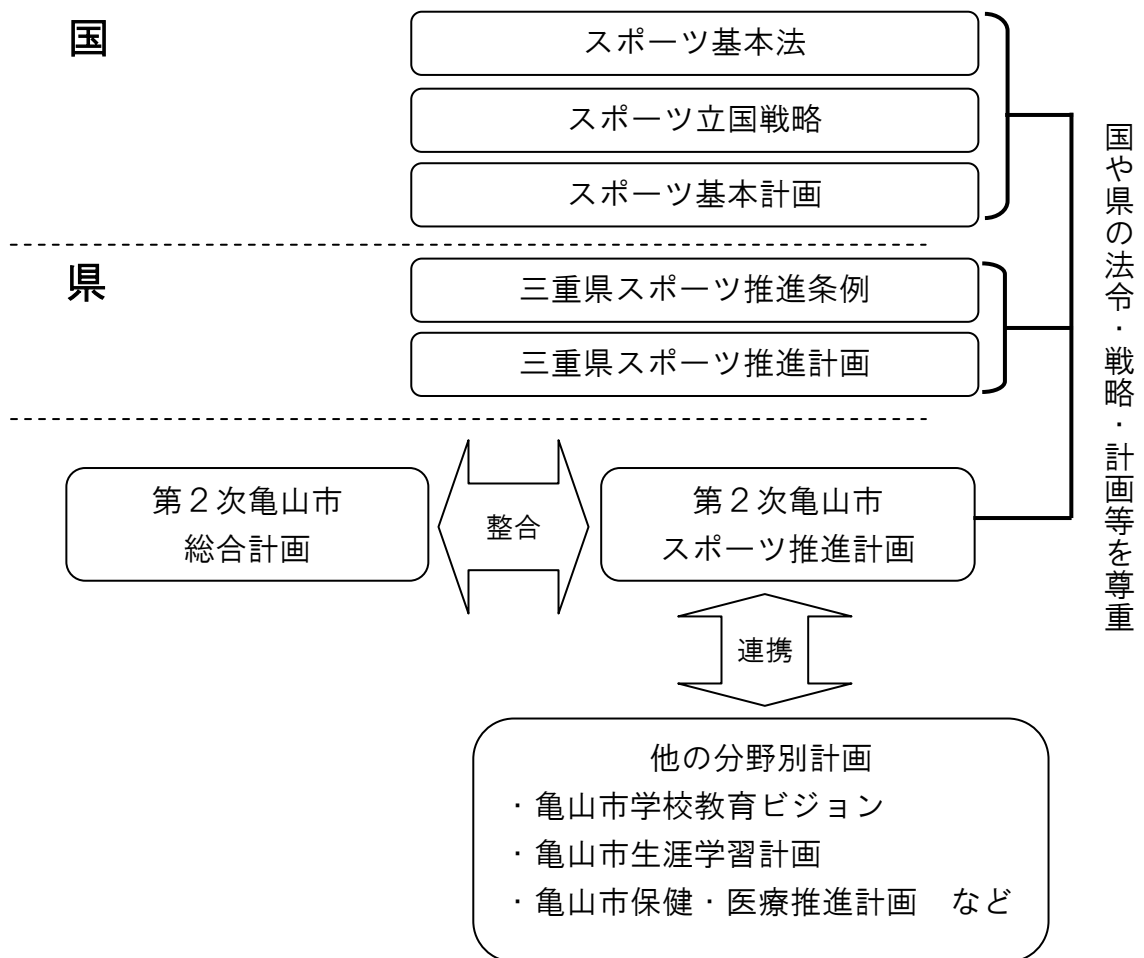
国においては、平成22年に「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方として、今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」が策定され、平成23年には、スポーツ基本計画が策定されました。また、平成25年に第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会の開催が決定され、国内のスポーツへの関心が高まっている状況にあるなかで、平成27年には文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置されました。

三重県では、平成27年に「三重県スポーツ推進計画」が策定されるとともに、平成30年の全国高等学校総合体育大会（以下「インターハイ」という）、平成33年の第76回国民体育大会（三重とこわか国体。以下「国体」という）等、全国規模のスポーツ大会開催が予定されています。

こうした状況にあって、本市ではスポーツ推進審議会を中心に関連団体や関連部署との協議を重ね、平成28年6月に実施した「亀山市スポーツに関する意識調査」の内容を分析し、上位計画である「第2次亀山市総合計画」との整合を図りながら、今後予定している大規模大会の開催を見据えて、平成29年度以降の本市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を示す計画の策定を行いました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第2次亀山市総合計画」を上位計画とし、国の「スポーツ立国戦略」及び「スポーツ基本計画」や、県の「三重県スポーツ推進条例」及び「三重県スポーツ推進計画」を尊重しつつ、「スポーツ基本法」第10条の規定による、地方の実情に則した、スポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）として位置付けるものです。



3. 計画期間

「第2次亀山市総合計画」の前期基本計画の計画期間と合わせ、本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 前計画の成果指標の検証結果と評価

1. 前計画の成果指標の検証結果

前計画では、「市民一人ひとりの年齢、性別、体力、技術、目的、興味などに応じたスポーツ環境を整備・充実します」という基本目標を実現するため、4つの基本施策を位置づけ、それぞれに成果指標を設定しました。

(1) スポーツに取り組む機会の充実

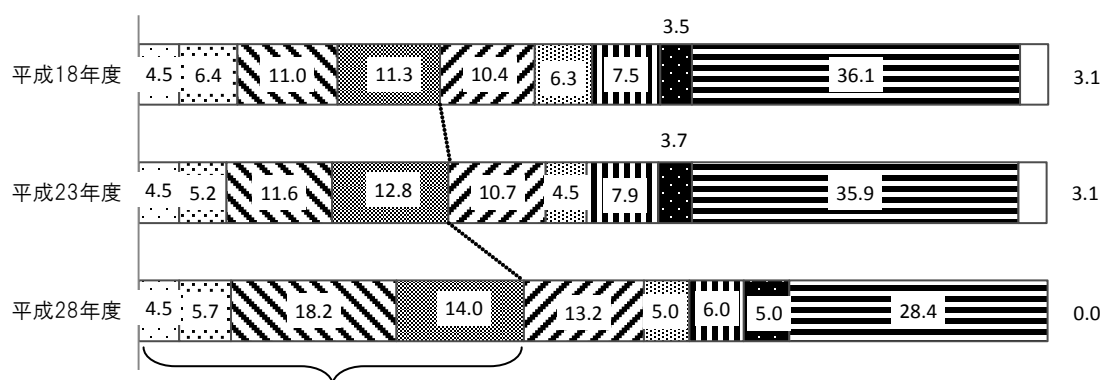
成果指標	現状値	目標値
成人の週1回以上のスポーツ実施率	34.1% (平成23年度調査)	40%以上 (平成28年度調査)

検証結果

平成28年6月に実施した「亀山市スポーツに関する意識調査(一般市民向け)」の集計結果によると、本市における「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は42.4%で、前計画における目標を達成しました。これは、自宅等で気軽にできる健康体操や筋力トレーニングを行う人が増加しており、市民の健康意識が高くなっていることが要因であると考えられます。

◆成人のスポーツ実施率の比較

- 毎日
- 週4～6回
- 週2～3回
- 週1回
- 月1～2回
- 年4～9回
- 年2～3回
- 年1回
- 行わなかった
- 無回答



成人の週1回以上のスポーツ実施率
 平成18年度 33.2%
 平成23年度 34.1% (+0.9ポイント)
 平成28年度 42.4% (+8.3ポイント)

(2) 地域のスポーツ活動の推進

成果指標	現状値	目標値
本市における「児童生徒の体力・運動能力調査」の結果に基づく、小学1年生～3年生、4年生～6年生、中学生のそれぞれ男女別の平均値（6指標）	小学生（低学年） 男子：34 女子：34	全国平均値以上を目指し、本市の平均値が段階的に上昇傾向を示す。
	小学生（高学年） 男子：52 女子：50	
	中学生 男子：39 女子：45 (平成20～22年度平均値)	

検証結果

平成24年度から平成27年度までの4年間に本市で実施された「児童生徒の体力・運動能力調査」の測定結果を検証したところ、小学生低学年（男子・女子）、小学生高学年（男子・女子）では、いずれも全国平均値を下回る結果となっており、本市の平均値も横ばい状態でした。

一方、中学生においては、男子の平均値は横ばい状態であるものの、平成25年度を除いて全国平均値を上回りました。女子は上昇傾向を示すとともに、平成27年度において全国平均値にほぼ並びました。

◆児童生徒の体力・運動能力調査結果

() 内の数字は全国平均値

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学生	低学年 男子	34 (37.5)	34 (37.6)	34 (37.7)	34 (38.0)
	低学年 女子	34 (37.7)	34 (37.4)	34 (37.5)	34 (38.7)
	高学年 男子	48 (55.9)	50 (55.3)	50 (55.8)	50 (56.1)
	高学年 女子	51 (55.9)	50 (56.0)	50 (56.7)	51 (57.0)
中学生	男子	44 (43.1)	43 (43.7)	44 (43.9)	44 (43.0)
	女子	47 (49.1)	46 (49.5)	48 (50.3)	50 (50.2)

(3) スポーツ環境の整備

成果指標	現状値	目標値
市内の主な運動施設の利用率	70.6% (平成 22 年度末)	75.0% (平成 28 年度末)

検証結果

平成 24 年度から平成 27 年度までの「市内の主な運動施設の利用率」は、平成 24 年・25 年度には、目標値である 75.0%を上回っており、平成 26 年も目標値に近い数値でした。平成 27 年度は、目標値を下回る結果となりましたが、これは、運動広場などの屋外施設及び個人利用ができない施設（野球場やソフトボール場）の利用率が伸び悩んだことと、特にゲートボール場の利用率が低いことが要因であると考えられます。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用率	75.6%	75.6%	74.6%	72.0%

※調査対象施設の利用日数の合計を、施設の開放日数（施設が工事等で利用できない日は除く）の合計で除した数値を、利用率として算出しています。

【調査対象施設】

西野公園	体育館（トレーニングルームを含む）
	野球場
	運動広場
	庭球場
	プール
亀山公園	庭球場
東野公園	体育館
	ソフトボール場
	運動広場
	ゲートボール場
観音山	テニスコート
関B & G海洋センター	体育館（トレーニングルームを含む）
	プール
関総合スポーツ公園	多目的グラウンド

※亀山公園野外ステージ、会議室、ミーティングルームは、調査対象外としています。

(4) 自主的・自発的なスポーツ活動の促進

成果指標	現状値	目標値
スポーツ関連団体の構成者数	4,326 人 (平成 22 年度末)	4,550 人 (平成 28 年度末)

検証結果

スポーツ関連団体の構成者数は、平成 25 年度に目標値を達成するとともに以降も増加しています。これは、市内 2 つ目の総合型地域スポーツクラブが、平成 25 年度からプレ事業を開催し、クラブの会員数が加わったこと及び体育協会に新たな構成団体が加盟したことにより、構成者数の増加につながったと考えられます。

しかし、その他のスポーツ関連団体においては、構成者数は横ばい状態、若しくは減少傾向にあります。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
構成者数	4,528 人	4,705 人	4,690 人	4,754 人

※スポーツ関連団体とは、体育協会、スポーツ少年団体連絡協議会、レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ及び学校体育施設開放事業登録団体のことです。

2. 前計画の評価

前段の 4 つの成果指標に対する検証結果を踏まえると、前計画の基本施策における「スポーツに取り組む機会の充実」と「自主的・自発的なスポーツ活動の促進」については、目標値を達成することができ、スポーツ推進に関する一定の成果を確認することができました。この 2 項目については、スポーツに関わる様々な施策について、行政のみならず、スポーツ関連団体と連携して活動の充実を図ることができたと評価できます。

しかし、「地域のスポーツ活動の推進」と「スポーツ環境の整備」については目標値の達成には至りませんでした。子どもの運動能力向上のためには、学校やスポーツ関連団体と連携し、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫改善や、家庭・地域での、親子や地域の人々とともに取り組むスポーツ活動への参加を一層促す必要があります。また、市民ニーズに応じて運動施設の利用促進を図るとともに、施設の利用環境が維持できるよう、継続的な整備・修繕を行い、施設の安全確保を図る必要があります。

第3章 基本理念

1. 目指す姿

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得など個人の生活を満ち足りたものにするだけでなく、人と人との交流、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、スポーツ産業の広がりによる経済的効果を社会に与えるなど、健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。

本市においても、市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、一体感と活気のある地域が形成されるとともに、健康で豊かな暮らしが営まれるよう、スポーツを推進していく必要があります。特に、本市は健康都市連合に加盟しており、健康都市という考え方を取り入れて、市民と行政が一緒になったまちづくりを進めている中で、健康と密接な関係のあるスポーツは極めて重要なものです。

スポーツの推進によって、本市ならではのスポーツ文化が創造されるよう、本計画が目指す姿を以下の通り定めました。

【目指す姿】

市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます

2. 基本施策

目指す姿「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます。」を実現するため、今後5年間に取り組む4つの基本施策を位置づけ、それぞれに成果指標を設定します。

- スポーツ活動の充実 <するスポーツ>
- スポーツを支える力の促進 <支える（育てる）スポーツ>
- スポーツ文化の浸透 <観るスポーツ>
- スポーツの拠点整備

(1) スポーツ活動の充実

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、スポーツや運動を習慣づけることが重要です。そのためには、多様な市民が参加できるようなスポーツ教室やイベントなどの開催を促進するとともに、幼少期からスポーツが習慣化するように、学校体育活動の充実や、安心安全なスポーツ環境を充実し、スポーツをする人を支援することが必要です。

成果指標	現状値	目標値
成人の週1回以上のスポーツ実施率	42.4% (平成28年度調査)	50%以上 (平成33年度調査)

【成果指標の検証方法】

「亀山市スポーツに関する意識調査（一般市民向け）」の集計結果により、本市における「成人の週1回以上のスポーツ実施率」の現状値は42.4%でした。平成33年度においても同様の調査を行い、目標の達成度を検証します。

※国の政策目標について

国が策定しているスポーツ基本計画では、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標としています。

(2) スポーツを支える力の促進

市内には、体育協会やスポーツ少年団体連絡協議会、レクリエーション協会など様々なスポーツ関連団体があり、それぞれの分野で様々な活動を行っています。スポーツ団体や指導者は、スポーツを「支える（育てる）人」の重要な要素の一つであり、スポーツの魅力を伝えることや、競技スポーツにおける技術的な指導など様々な役割があります。これらの団体の、組織や運営能力を強化し、参画している様々な競技スポーツ指導者の活動を活発にすることで、競技力の向上につなげていく取り組みが必要とされています。

成果指標	現状値	目標値
スポーツ関連団体の構成者数	4,754 人 (平成 27 年度末)	5,000 人 (平成 33 年度末)

【成果指標の検証方法】

スポーツ関連団体とは、体育協会、スポーツ少年団体連絡協議会、レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ及び学校体育施設開放事業登録団体等とし、成果指標の検証は、これらの団体の構成者数を合計して算出します。

(3) スポーツ文化の浸透

スポーツは、見ている人に夢や希望を与え、暮らしを豊かにしてくれるものです。また、スポーツを通じた交流は、地域の一体感や活力を醸成するなど、様々な効果が期待できます。市内では様々な主体によってスポーツ教室や大会が開催されており、各種広報媒体による情報提供によって参加や観戦を促すとともに、競技スポーツを身近に感じられる機会を創出することで、観るスポーツへの関心を高め、豊かなライフスタイルを創出することが必要です。

また、計画期間中に、スポーツの意義や、競技の魅力などの幅広い情報を、各種広報媒体を活用して情報発信し、本市ならではのスポーツ文化が市内に浸透するよう働きかけることが重要です。

成果指標	現状値	目標値
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	19,900 人 (平成 27 年度末)	21,000 人 (平成 33 年度末)

【成果指標の検証方法】

市が主催する「壮年ソフトボール大会」や、スポーツ関連団体が主催する「市民体育大会」や「亀山市駅伝競走大会」などの、スポーツ教室・大会の参加者数を合計して算出します。

なお、スポーツ関連団体とは、体育協会、スポーツ少年団体連絡協議会、レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ等とします。

(4) スポーツの拠点整備

スポーツの拠点となる市内運動施設及び、市民にとって身近な拠点である学校体育施設や公園等の利用促進を図るとともに、適切な整備充実に努めることが必要です。

特に市内運動施設については、指定管理者制度による管理運営を行っていますが、指定管理者による様々な自主事業や、施設の維持管理によって、市民の利用しやすい環境づくりを行い、利用促進を図ることが重要です。

成果指標	現状値	目標値
市内の主な運動施設の利用率	72.0% (平成 27 年度末)	78.0% (平成 33 年度末)

【成果指標の検証方法】

調査対象施設の利用日数の合計を、施設の開放日数（施設が工事等で利用できない日は除く）の合計で除した数値を、利用率として算出します。

調査対象施設は、以下のとおりとします。

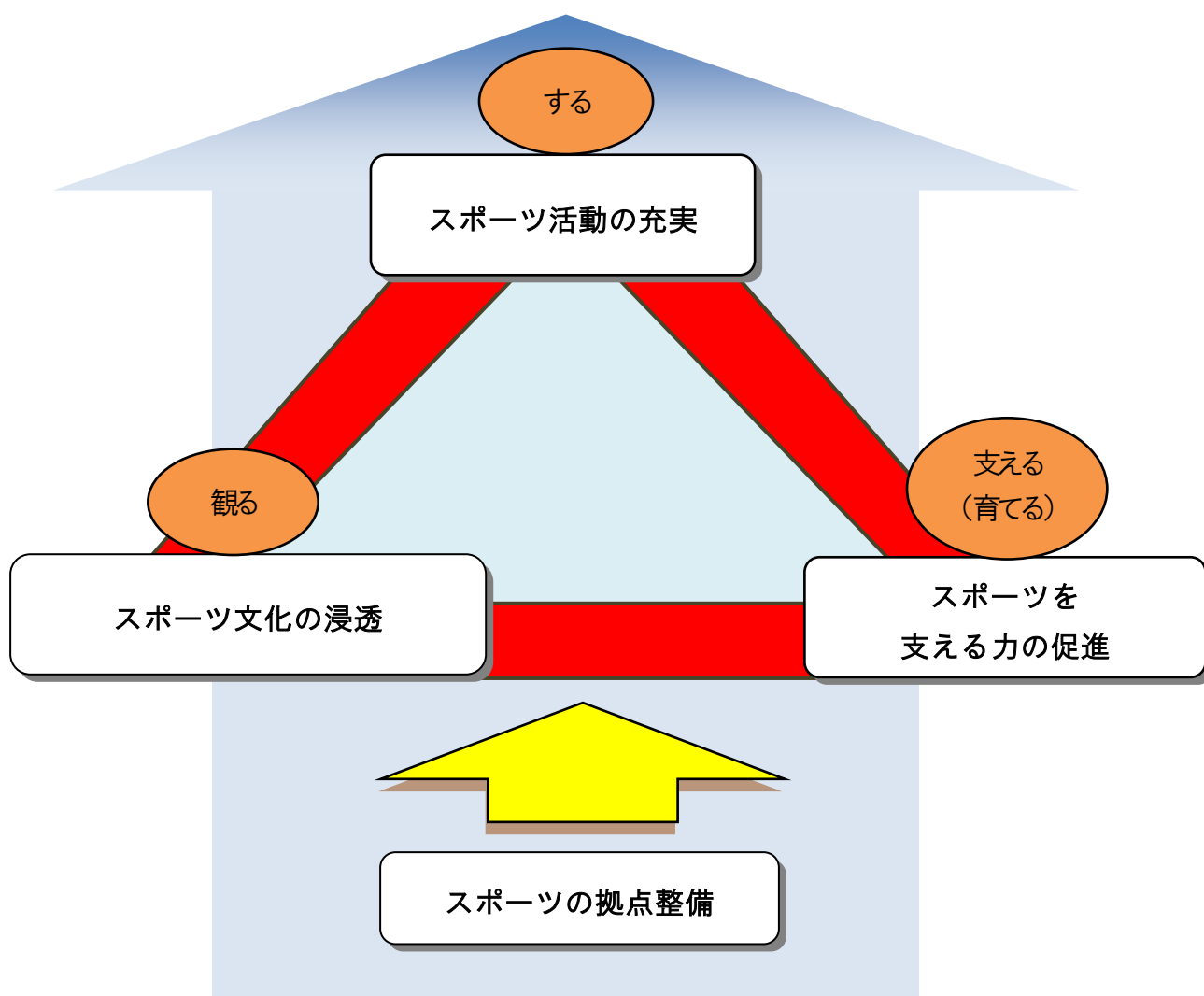
西野公園	体育館（トレーニングルームを含む）
	野球場
	運動広場
	庭球場
	プール
亀山公園	庭球場
東野公園	体育館
	ソフトボール場
	運動広場
	ゲートボール場
観音山	テニスコート
関B & G海洋センター	体育館（トレーニングルームを含む）
	プール
関総合スポーツ公園	多目的グラウンド

※亀山公園野外ステージ、会議室、ミーティングルームは、調査対象外とします。

施策展開のイメージ

【目指す姿】

市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます



3. 施策の体系

目指す姿

市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます

基本施策

スポーツ活動の充実

スポーツを
支える力の促進

スポーツ文化の浸透

スポーツの拠点整備

施策の内容

誰もが参加できる
スポーツ実施機会
の充実

- ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供
- 障がい者のスポーツ参加の推進
- 女性のスポーツ参加の推進
- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

子どもを取り巻く
スポーツ環境の充実

- 学校体育活動の充実
- 身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり

スポーツ団体や
指導者の育成と
競技力の向上

- 各種スポーツ団体の育成・支援
- 指導者の育成支援と登録・活用
- スポーツ推進委員の活動の充実
- 競技スポーツレベルの向上
- スポーツ医・科学の活用

スポーツ情報提供
の充実

- スポーツ情報内容の充実
- 各種情報媒体を活用した情報発信
- 大規模大会に向けた情報発信

競技スポーツを
身近に感じられる
機会の創出

- 市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成
- 大規模大会開催に向けた組織体制
- トップアスリートとの交流機会の創出

スポーツ施設の
整備と利用促進

- 市民ニーズに応じた運動施設の充実
- 運動施設の利便性の向上、施設利用の促進
- スポーツ大会会場に適した施設環境の整備
- 学校運動施設や公園の有効活用

第4章 施策の内容

基本施策：スポーツ活動の充実

1. 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実

現 状

意識調査の結果によると、本市では、様々な主体によってスポーツ大会やスポーツ教室、運動会等が開催されており、市民の約3割の人が参加しています。

また、健康づくりや体力づくりのために、ウォーキングや健康体操などの個人や少人数で、場所を選ばずに実施できるスポーツを行う人が多くなっており、誰もが気軽に参加できるスポーツの実施機会が増えています。

さらに、市内には2つの総合型地域スポーツクラブが設立されており、幅広い世代の多様な市民が参加できるスポーツ実施機会が提供されています。

課 題

成人のスポーツ実施率は上昇している一方で、男性に比べて女性のスポーツ実施率は低く、育児や家事の影響でスポーツや運動を行えないという現状があるとともに、スポーツ関連団体や、各種委員の女性登用率は低い水準となっているため、女性が参加しやすい環境整備が必要です。

また、スポーツは、高齢者や障がい者の生涯にわたっての楽しみや充足感をもたらし、社会参加を促進する手段ともなりえることから、誰もが主体的にスポーツに親しむことができるよう支援が必要です。

総合型地域スポーツクラブについても、地域で様々なライフステージに応じた、誰もが気軽に、楽しくスポーツに親しめる機会を提供していますが、まだまだ認知度が低い状況にあるため、今後も育成・支援が必要です。

施策の方向性

ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供

- ◆健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めます。
- ◆誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、各種スポーツ団体やまちづくり協議会などと連携します。
- ◆高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。
- ◆生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります。

障がい者のスポーツ参加の推進

- ◆障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境整備に努め、参加を呼びかけます。
- ◆障がい者スポーツ大会等の出場者に激励金を支給し、その活動を支援します。

女性のスポーツ参加の推進

- ◆子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを併設するなど、スポーツ環境の整備に努めます。
- ◆女性が、様々なスポーツ活動や、各種委員・スポーツ団体の運営へ参画するよう呼びかけます。

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- ◆クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。
- ◆クラブの円滑な運営に必要な熱意と知識・技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。
- ◆クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。

基本施策：スポーツ活動の充実

2. 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実

現 状

本市では、身近で安心安全にスポーツや運動が実施できるよう、放課後子ども教室が全小学校で実施されています。中学生の運動部活動については、参加する生徒に対してより良い指導が行われるよう、専門的な知識技術を持つ指導者による指導が行われています。

スポーツ少年団体連絡協議会では、様々な種目の団体が参画しており、全国大会等に出場するなど活発に活動が行われています。また、総合型地域スポーツクラブでは、子ども向けのスポーツ教室やイベントが盛んに開催されています。

しかし、「児童生徒の体力・運動能力調査」では、中学生においては全国平均値と同水準または上回る結果となりましたが、多くの市内の子どもたちの運動能力は横ばいの状態にあります。

課 題

全国的に児童生徒の体力低下が懸念されており、本市においても多くの子どもたちの運動能力調査結果が横ばいであることから、運動の楽しさや喜びを感じながら運動能力を高めることができる体育の授業を充実させるとともに、地域の指導者と学校が連携し、子どもたちが専門的な指導を受けられる環境整備が必要です。

また、意識調査によると、「スポーツを苦手を感じている」または、「スポーツに興味がない」と答えている子どもが3割もいることから、スポーツに興味を持たせるような取り組みが重要です。そのためには、安心安全に外遊びができる環境を整えるとともに、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動等を通して、多様なスポーツの体験機会を提供する必要があります。

学校体育活動の充実

- ◆子どもたちが、体育の授業等を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫改善を進めます。
- ◆子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「※1学校（園）1運動プロジェクト」など身体を動かす多様な活動に取り組むとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりに努めます。
- ◆子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「せいかつちやれんじシート」など、家庭と連携した生活習慣確立への取り組みを進めます。

身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり

- ◆子どもたちの健全育成のため、「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ少年団」、「放課後子ども教室」など、スポーツを通じて多くの地域の人々と関わり合いを持てるよう参加促進を呼びかけます。
- ◆幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ団体やまちづくり協議会と連携して、多様な運動やスポーツの体験機会の提供に努めます。
- ◆子どもたちが安心安全に外遊びやスポーツ活動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。

※1学校（園）1運動プロジェクト

…学校・園全体で、なわとびや集団遊び等に取り組む活動のこと

3. スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上

現 状

体育協会、スポーツ少年団体連絡協議会、レクリエーション協会等の様々な団体が、それぞれの目的に沿った活動を行っています。

各地域から選出されたスポーツ推進委員は、誰もが気軽に行うことのできるスポーツの普及を行うとともに、県等が主催する指導技術の向上を目的とした研修会や、スポーツ医・科学に関する研修会等に参加しています。

また、市民のニーズに応じて、スポーツの指導を行えるよう生涯学習人材バンクを整備し、スポーツ指導者の活躍の場を広げています。

さらに、全国大会等に出場する選手に激励金や旅費補助金を支給するなど、地元アスリートの支援を行っています。

課 題

各種スポーツ団体や指導者は、スポーツを「支える（育てる）人」の重要な要素の一つであり、スポーツの魅力を伝えることや、競技スポーツにおける技術的な指導など様々な役割があります。そのため、各種スポーツ団体が実施している活動や事業を支援し、市民の参加を促す必要があります。また、各種スポーツ団体の構成員の高齢化が懸念される中、団体の組織強化及び運営力の強化のため、後継者の育成を行うことが重要です。

指導を受けたいという市民のニーズに応えるために、スポーツ推進委員や人材バンク制度など、現行のスポーツ指導者に関する制度を活用しながら、指導者が活躍できる環境を整え、地域ぐるみで運動やスポーツを推進することが望まれます。加えて、市民のスポーツ活動の多様化から、様々なニーズに対応するとともに競技スポーツレベルを向上させるため、安心・安全に指導が受けられるよう指導者向けの講習会や研修会の開催を支援する必要があります。

施策の方向性

各種スポーツ団体の育成・支援

- ◆各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な活動の支援に取り組みます。
- ◆各種スポーツ団体間の連携調整を図り、行政との協働を推進します。
- ◆各種スポーツ団体の広報活動や情報公開について、積極的に推進するよう働きかけ、必要に応じて助言を行います。

指導者の育成支援と登録・活用

- ◆各種スポーツ団体などに働きかけ、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者の育成を支援します。
- ◆学校における安全な体育指導及び運動部活動の推進のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう教職員など指導者の資質向上に努めます。
- ◆指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用が図られるよう、幅広く制度の周知を図ります。

スポーツ推進委員の活動の充実

- ◆スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を促進します。
- ◆スポーツ推進委員が、スポーツ活動のコーディネーターとして、積極的に地域に関われるような環境づくりに努めます。

競技スポーツレベルの向上

- ◆各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。
- ◆全国大会等に出場する選手等に激励金の支給を行うことで、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。

スポーツ医・科学の活用

- ◆各種スポーツ団体や指導者が、スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、スポーツ指導を行えるよう、積極的に習得する機会づくりを支援します。

4. スポーツ情報提供の充実

現 状

市民が豊かなスポーツライフを送るために、ホームページや広報紙、Face book など様々な広報媒体で、市やスポーツ団体等が主催するスポーツ大会や教室の情報提供を実施しており、特に、三重県美し国市町対抗駅伝大会の際には、出場選手を紹介する特集ページを広報紙に掲載したり、スポーツ大会で優秀な成績を収めた方を、Face book で紹介するなど、地元アスリートの情報発信を積極的に行っています。

また、健康に関する情報提供としては、自宅で継続して体操ができるよう健康体操カレンダー等を活用しています。

さらに、学校体育施設開放事業や、激励金支給制度などのスポーツ推進施策の活用が図られるよう情報提供を行っています。

市内のスポーツ団体においては、各団体において機関誌を発行しており、スポーツに関する情報発信を行っています。

課 題

国のスポーツ立国戦略にも示されている「観る」スポーツを推進するためには、スポーツ大会や教室の情報提供を行うだけでなく、スポーツの意義や重要性に対する理解を深めるための情報発信を行うことが必要です。今後、インターハイや国体などの大規模大会が予定されており、スポーツへの関心が一層高まる中で、競技の解説や観戦の楽しみを情報発信することで、スポーツに親しむライフスタイルを創出し、推進していくことが重要です。

また、意識調査結果から見ると、スポーツ施設の案内や利用方法、健康保持や体力の増進に関する情報を求める声が多く、様々な広報媒体を通じて様々な情報提供を行うことが求められています。

施策の方向性

スポーツ情報内容の充実

- ◆市や、指定管理者、各種スポーツ団体が主催するスポーツイベントや各種教室・研修会などの情報を積極的に発信します。
- ◆自宅で気軽に行えるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。
- ◆各種スポーツ団体などと連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。
- ◆運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。
- ◆学校体育施設開放事業や激励金支給制度などのスポーツ推進施策が活用されるよう制度の周知を図ります。

各種情報媒体を活用した情報発信

- ◆広報かめやまやホームページ、ケーブルテレビなどを利用した、市民に分かりやすく入手しやすい情報の提供に努めるとともに、新たな情報媒体の活用を検討します。
- ◆各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通じて、様々なスポーツ情報が提供されるよう支援を行います。

大規模大会に向けた情報発信

- ◆スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や、競技ルール等の幅広い情報を提供します。
- ◆主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、多くの人に関心を持ってもらえる情報の提供に努めます。
- ◆県や他市町と連携を図り、広域的な情報提供に努めます。

5. 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出

現 状

本市では、平成 25 年度に第 35 回全国中学校ソフトボール大会、平成 27 年度に天皇賜杯第 70 回全日本軟式野球大会など、全国規模の大会が開催されました。さらに、三重県で、平成 30 年にインターハイ、平成 33 年に国体の開催が決定若しくは内定し、市内においてはウエイトリフティング及び軟式野球の 2 種目の開催を予定しています。

トップアスリートとの交流については、各種競技団体や運動施設指定管理者の主催によるイベントが継続的に開催されています。

また、江戸の道シティマラソンや亀山市民駅伝大会は、市内をコースとしていることから、沿道から声援を送る姿が見られるなど、競技スポーツを身近に感じられる機会となっています。

課 題

今後、国体やインターハイなどのトップレベルの競技大会の開催が予定されているため、普段スポーツに関心がない人も、興味を持ち、楽しむことができるような取り組みが必要であるとともに、施設改修や運営組織の構築、スポーツボランティアの育成など、大会開催に向けた体制の整備が重要です。

全国規模の大会開催を契機として、市民のスポーツへの関心が高まることから、市内外で実施されているスポーツ大会への参加や観戦を促すことで、市全体をスポーツで盛り上げていく取り組みが必要です。

また、市内で継続して開催されている各種スポーツ大会については、運営主体の高齢化や、都市環境の変化に対応するため、改善や工夫が必要です。

施策の方向性

市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成

- ◆市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが出場する競技会等について積極的にPRし、スポーツの楽しみや応援する喜びを感じられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。
- ◆市内で継続して行われている江戸の道シティマラソンや、亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行います。

全国規模の大会開催に向けた体制の整備

- ◆インターハイや、国体の開催に向けて、実行委員会及び準備委員会を設置するとともに、大会開催後も継続できるような、様々な団体と連携した取り組み体制を構築します。
- ◆大会運営がスムーズに行われるよう、スポーツボランティア等の育成を図ります。

トップアスリートとの交流機会の創出

- ◆子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会、トップアスリートと交流できる機会づくりに努めます。

6. スポーツ施設の整備と利用促進

現 状

本市では、老朽化や市民のニーズに対応するため市内運動施設の改修、修繕を計画的に行っています。運動施設の管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、民間活力を生かした管理運営の中で、様々な利用者サービスや、施設の利用促進のための幅広い層を対象とした自主事業が実施されています。また、平成28年度には運動施設利用者の利便性の向上のため、インターネットを利用した公共施設予約システムの導入を行いました。

市民や小中学生にとって身近なスポーツの拠点である、公園や学校体育施設は、快適に利用できるよう整備・維持に努めています。学校体育施設については、市内の小・中学校の運動場や体育館を夜間に開放しており、開放校ごとに学校体育施設開放運営委員会を組織して、利用団体の主体的な管理運営のもと、地域住民の日常的なスポーツ活動の場になっています。

課 題

意識調査の結果からも、運動施設・設備の充実を求める声が多く、市民ニーズに応じた施設改修や設備の充実が求められています。また、施設の利用促進を図るため、施設の利用方法をわかりやすく周知するとともに、公共施設予約システムの充実を図るなど、利用者の利便性を向上することが重要です。

小中学生や地域住民がスポーツや運動を楽しむ重要な拠点となっている、学校体育施設や公園などの身近な施設の活用を図ることが必要です。

また、今後予定されている大規模大会の開催に向けて、会場となる運動施設や周辺環境の整備が必要となりますが、大会後の市民利用を見据えた施設整備を行うことが重要です。

施策の方向性

市民ニーズに応じた運動施設の充実

- ◆市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。
- ◆高齢者などが容易に集えるよう、運動施設への交通アクセスの確保に努めます。
- ◆高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進します。

運動施設の利便性の向上、施設利用の促進

- ◆公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう充実を図ります。
- ◆市民が運動施設を公平に、快適に利活用できるよう、指定管理者制度による効果的な運営を図ります。
- ◆県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。

スポーツ大会会場に適した施設環境の整備

- ◆各種スポーツ大会に適した施設整備に努めます。
- ◆今後本市において、大規模大会の開催が予定されていることから、円滑な大会運営ができるような施設整備に努めます。

学校運動施設や公園の有効活用

- ◆地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。
- ◆地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう適切な維持管理に努めます。

第5章 推進体制

1. 計画の推進体制

計画期間中に本市で開催するインターハイ及び国体などの大規模大会は、行政のみならず、あらゆる関係機関や団体等との連携や協力により取り組む必要があり、その手法や成果は、本計画に掲げる様々な施策に影響し、本市のスポーツ推進に大きく寄与するものと考えられます。

本計画は、こういった大規模大会を契機とした全市をあげた様々な取り組みの体制を包括しながら、各施策に関係する、学校教育、生涯学習、健康づくり、高齢者福祉、まちづくりをはじめとする本市の幅広い関係部署間にわたる全庁的な体制に加え、各種スポーツ団体や運動施設指定管理者、関係機関をはじめ、地域、学校、企業などとの連携や協力により推進していきます。

2. 計画の評価と進行管理

本計画の評価は、亀山市スポーツ推進審議会を中心に行うこととし、計画に基づく成果や課題、施策の実績等を報告するとともに、計画の進捗について検証します。また、関連する分野が多岐に渡ることから、関連部署や団体の情報を収集しながら、計画の進行管理を行います。

平成33年度には、市民に対する意識調査を実施し、本計画に掲げた目標や施策の推進状況に対する最終的な分析や評価を行うとともに、インターハイ、国体への取り組みとその成果を、平成34年度以降のスポーツ施策に反映させていくこととします。